

三橋高等法律事務所
弁護士報酬基準

三橋高等法律事務所弁護士報酬基準

三橋高等法律事務所では、主に旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準を参考にしつつ、弁護士自身の知識や経験に基づく強みを踏まえた上で、以下のとおり、弁護士報酬の基準を定めています。事件の性質や内容に応じて増減しますので、具体的な費用については弁護士にご確認ください。なお、良質な役務の提供を担保するため、当事務所に所属する弁護士や事務員との知人の方であっても、そのことを理由とする減額は行いませんので、ご了承ください。

また、通常、日当が発生するほか、原則として、実費（郵送料、切手代、印紙代、交通費、交付手数料、登記情報サービス利用料、録音反訳費、公証人手数料及び各種手続費用等）を負担していただく必要があります。

この基準の内容は、予告なく変更する場合があります。

1 法律相談

時間	相談料
30分ごと	8800円

2 民事事件（訴訟事件を含む。）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	33万円以上	18%以上25%以下
300万円超、3000万円以下	6%+15万円以上	11%+21万円
3000万円超、3億円以下	3%+105万円	6%+171万円
3億円超	2%+405万円	4%+771万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	33万円以上 99万円以下	22万円以上 99万円以下

※ 軽微な事件と思われる場合の着手金の金額は概ね33万円程度とすることが多い傾向にあり、通常の難易度と思われる事件で経済的利益が670万円以下の場合における着手金の金額は概ね55万円程度とすることが多い傾向にあります。

※ 訴訟外の和解交渉事件、調停事件等については、上表記載の金額の3分の2まで減額する場合があります。

3 離婚事件

事件等	着手金	報酬金
交渉事件、調停事件	33万円以上55万円以下	22万円以上55万円以下
訴訟事件	44万円以上66万円以下	33万円以上66万円以下

※ 離婚事件の報酬金は、当事者間で離婚しないことと決した場合にも発生します。

4 法人・個人（事業者）の倒産事件（自己破産申立事件、民事再生申立事件、任意整理事件）

手数料
66万円

5 個人（非事業者）の自己破産申立事件

手数料
33万円

6 個人（非事業者）の民事再生申立事件

手数料
38万円

7 個人（非事業者）の任意整理事件

(1) 定型的事件

着手金	報酬金
33000円	経済的利益の20%

(2) 非定型的事件

着手金	報酬金
33万円以上	経済的利益の18%以上25%以下

※ 非定型的で通常の難易度と思われる事件における着手金の金額は、概ね55万円程度とすることが多い傾向にあります。

8 契約書及びこれに準ずる書類の審査又は作成

経済的利益	手数料
3000万円以下	5万円以上33万円以下
3000万円超	33万円以上

※ 公正証書にする場合は、上表金額に3万円を加算した金額とします。

※ 特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定める金額とします。

9 内容証明郵便の作成

弁護士名の表示の有無	手数料
弁護士名の表示なし	3万円以上5万円以下
弁護士名の表示あり	8万円以上12万円以下

※ 実質的に訴訟外の和解交渉事件、調停事件等の段階に移行した場合は、上記2（民事事件（訴訟事件を含む。）のうち、訴訟外の和解交渉事件、調停事件等に準じます。

10 遺言書の作成

遺産の額	手数料
300万円以下	22万円
300万円超、3000万円以下	1%+19万円
3000万円超、3億円以下	0.3%+40万円
3億円超	0.1%+100万円

※ 公正証書にする場合は、上表金額に5万円を加算した金額とします。

※ 公正証書にする場合で、かつ、遺言能力の有無を検討する必要がある場合は、上表金額に10万円を加算した金額とします。

11 遺言執行

遺産の額	手数料
300万円以下	33万円
300万円超、3000万円以下	2%+27万円
3000万円超、3億円以下	1%+57万円
3億円超	0.5%+207万円

※ 遺言執行に裁判手続等を要する場合は、上表金額に当該裁判手続等の弁護士報酬を加算した金額とします。

12 運転免許の取消処分及び停止処分等の取消し又は軽減の求め

事件等	着手金	報酬金
交渉事件	22万円以上33万円以下	22万円以上33万円以下
訴訟事件	44万円以上66万円以下	33万円以上66万円以下

※ 運転免許の取消処分及び停止処分等の取消し又は軽減の求めの交渉事件の報酬金は、運転免許の取消処分又は停止処分の取消し又は軽減が行われた場合だけでなく、一の交通違反が取り消された場合にも発生します。

13 行政上の審査請求、異議申立、再審査請求その他の不服申立事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	33万円以上	18%以上25%以下
300万円超、3000万円以下	6%+15万円以上	11%+21万円
3000万円超、3億円以下	3%+105万円	6%+171万円
3億円超	2%+405万円	4%+771万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	33万円以上 99万円以下	22万円以上 99万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が480万円以下の場合における着手金の金額は、概ね44万円程度とすることが多い傾向にあります。

14 処分の求め、行政指導の求め

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	24万円以上	16%以上22%以下
300万円超、3000万円以下	5%+9万円以上	10%+18万円
3000万円超、3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	24万円以上 88万円以下	22万円以上 88万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が480万円以下の場合における着手金の金額は、概ね33万円程度とすることが多い傾向にあります。

15 公的機関への請願書、意見書、要望書等の作成

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	24万円以上	16%以上22%以下
300万円超、3000万円以下	5%+9万円以上	10%+18万円
3000万円超、3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	24万円以上 50万円以下	20万円以上 80万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が480万円以下の場合における着手金の金額は、概ね33万円程度とすることが多い傾向にあります。

16 国会における提出議案及び中央省庁における政省令案の審査等

(1) 法律案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1以上10以下	23万円
11以上20以下	44万円
21以上30以下	63万円
31以上40以下	80万円
41以上	80万円以上

(2) その他の議案及び資料等の審査又は作成

手数料
23万円以上80万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
23万円以上63万円以下

17 都道府県議会及び政令指定都市の議会における提出議案並びに都道府県及び政令指定都市における規則案の審査等

(1) 条例案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1以上10以下	18万円
11以上20以下	34万円
21以上30以下	48万円
31以上40以下	60万円
41以上	60万円以上

(2) その他の議案及び資料等の審査又は作成

手数料
20万円以上60万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
20万円以上48万円以下

18 地方議会（都道府県議会及び政令指定都市の議会を除く。）における提出議案並びに都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体における規則案の審査等

(1) 条例案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1以上10以下	15万円
11以上20以下	26万円
21以上30以下	33万円
31以上40以下	40万円
41以上	40万円以上

(2) その他の議案及び資料等の作成

手数料
20万円以上40万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
20万円以上33万円以下

- ※ 上記16から18までについては、当事務所の弁護士が政党に所属している場合において、当該政党に所属する国会議員又は地方議会議員からの依頼であるときは、手数料を減額し、又は免除することがあります。
- ※ 上記16から18までについては、当事務所の弁護士が公共団体の公職に就いている場合において、当該公共団体に所属する方又は当該公共団体の住民の方からの依頼であるときは、手数料を減額し、又は免除することがあります。
- ※ 上記16から18までのそれぞれ(2)及び(3)については、政務活動費が支給されない地方議会議員からの依頼である場合は、各表記載の金額の90%とします。ただし、手数料の最低金額は20万円とします。
- ※ 上記16から18までのそれぞれ(2)及び(3)については、国会議員でなくかつ地方議会議員でない方（一般市民及び行政機関等）からの依頼である場合は、各表記載の金額の80%とします。ただし、手数料の最低金額は20万円とします。

19 道路標識及び道路標示等の設置状況に関する法的調査

道路標識及び道路標示等の数	手数料
1以上3以下	5万円
4以上9以下	(道路標識及び道路標示等の数-3) × 5000円 + 5万円
10以上	(道路標識及び道路標示等の数-9) × 3000円 + 8万円

- ※ 原則として、都道府県公安委員会や道路管理者等の道路標識及び道路標示等を設置する権限を有する行政機関からの依頼に限りませんが、事情により、地方公共団体における事務執行の正否や適否の検討を目的とする監査委員からの依頼、通学路における安全性を向上させるための検討を目的とする都道府県教育委員会又は市町村教育委員会からの依頼、国会議員や地方議会議員からの依頼、交通事故の対応を目的とする損害保険会社からの依頼もお受けする場合があります。
- ※ 都道府県公安委員会や道路管理者等の道路標識及び道路標示等を設置する権限を有する行政機関からの依頼である場合は、調査の初期段階において、道路標識及び道路標示等の位置図、都道府県公安委員会による規制の意思決定に係る文書や道路管理者が調製する道路標識台帳の写し等の資料を提供していただく必要があります。
- ※ 同一の箇所における同一の規制等に関する道路標識又は道路標示等の数については、1と計数します。例えば、ある一つの地点における横断歩道については、通常、道路標識及び道路標示が設置され、また、同一方向だけでなく対向方向に対する道路標識及び道路標示も設置されますが、これらはまとめて1と計数します。

20 道路標識及び道路標示等の設置状況以外の道路に関する法的調査

箇所数	手数料
1	22万円
2以上	(箇所数-1) × 11万円 + 22万円

21 鉄道事業法令に関する法的調査

距離	手数料
1 kmごと	22万円以上55万円以下
距離を基礎とすることが適当でない場合	22万円以上

- ※ 原則として、国土交通省や鉄道事業者からの依頼に限りません。
- ※ 調査に当たっては、いかなる観点から実施するかについて特定する必要があり、依頼者との十分な協議をすることを想定しています。
- ※ 調査の初期段階において、調査対象の路線に関する資料を提供していただく必要があります。

2.2 成年の刑事事件

(1) 捜査弁護

事件等	着手金	結果	報酬金
事案簡明な事件	3.3万円以上 5.5万円以下	不起訴	3.3万円以上 5.5万円以下
		求略式命令又は罰金刑以下	上記の金額を 超えない額
		公訴事実が被疑事実より有利に なった場合	2.2万円以上
		準抗告等が認容された場合	3.3万円以上
否認事件 重大事件 裁判員裁判対象事件	5.5万円以上	不起訴	5.5万円以上
		求略式命令又は罰金刑以下	上記の金額を 超えない額
		公訴事実が被疑事実より有利に なった場合	2.2万円以上
		準抗告等が認容された場合	3.3万円以上

(2) 公判弁護

事件等	着手金	結果	報酬金
事案簡明な事件	3.3万円以上 5.5万円以下	無罪、免訴、刑の免除、 公訴の取消による公訴棄却	7.7万円以上
		刑の執行猶予（通常）	3.3万円以上 5.5万円以下
		刑の執行猶予（示談等の弁護活動 に特に労力を要した場合）	5.5万円以上
		認定事実が公訴事実より有利に なった場合	3.3万円以上
		保釈された場合	3.3万円以上
否認事件 重大事件 裁判員裁判対象事件	5.5万円以上	無罪、免訴、刑の免除、 公訴の取消による公訴棄却	7.7万円以上
		刑の執行猶予（通常）	上記の金額を 超えない額
		刑の執行猶予（示談等の弁護活動 に特に労力を要した場合）	3.3万円以上 5.5万円以下
		認定事実が公訴事実より有利に なった場合	3.3万円以上
		保釈された場合	3.3万円以上

2 3 少年事件

上記 2 2 (成年の刑事事件) に準じます。

非行事実が認定されずに審判不開始又は不処分とされた場合は成人の無罪の場合に準じ、非行事実が認定されて審判不開始、不処分又は保護観察とされた場合は成人の刑の執行猶予の場合に準じます。

24 顧問

(1) 個人、法人（下記(2)及び(3)を除く。）向けプラン

	サービス内容	プランA 月11万円	プランB 月6万6000円
1	顧問弁護士の表示	○	○
2	弁護士報酬割引	着手金及び報酬金等 20%割引	着手金及び報酬金等 20%割引
3	5営業日以内の回答	○	○
4	相談予約の優先対応	○	○
5	当事務所における相談	○ (月5回5時間以内)	○ (月2回2時間以内)
6	上記5に代えて 依頼者事務所等における相談	○ (月3回3時間以内)	×
7	電話による相談	○ (月2回1時間以内)	○ (月1回30分以内)
8	メールによる相談	○ (月5回以内)	×
9	社員又は家族の相談	○ (月1回1時間以内)	×
10	契約書、規約及び これに準ずる書類の審査	○ (月2件以内)	△ (月1件以内、高難度は 対象外)
11	メールによる債権回収	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)
12	内容証明郵便の作成	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)

※ 個人、法人（下記(2)及び(3)を除く。）向けプランについては、通常、顧問への就任時に就任一時金が発生します。就任一時金の金額は、概ね5万5000円ないし16万5000円程度とすることが多い傾向にあります。

(2) 国会議員、地方議会議員向けプラン

	サービス内容	プランC 月22万円	プランD 月11万円
1	顧問弁護士の表示	○	○
2	弁護士報酬割引	着手金及び報酬金等 20%割引	着手金及び報酬金等 10%割引
3	5営業日以内の回答	○	○
4	相談予約の優先対応	○	○
5	当事務所における相談	○ (月5回5時間以内)	○ (月2回2時間以内)
6	上記5に代えて 依頼者事務所等における相談	○ (月3回3時間以内)	○ (月1回1時間以内)
7	電話による相談	○ (月2回1時間以内)	○ (月1回30分以内)
8	メールによる相談	○ (月5回以内)	○ (月3回以内)
9	社員又は家族の相談	×	×
10	契約書、規約及び これに準ずる書類の審査	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)
11	メールによる債権回収	△ (私的なものは対象 外。月2件以内)	△ (私的なものは対象 外。月1件以内)
12	内容証明郵便の作成	○ (月3件以内)	○ (月1件以内)
13	法律案又は条例案等の審査又 は作成	手数料30%割引	手数料20%割引
14	質問、質疑又は意見陳述等の 原稿内容に対する助言	○ (無制限)	○ (3箇月1回)
15	議会運営に関する助言	○	○
16	議員活動全般に関する能動的 助言	○	×
17	行政法等研修(上限5名)	○ (年6回)	○ (年3回)

(3) 行政機関等向けプラン

	サービス内容	プランE 月33万円	プランF 月22万円
1～ 12	上記(2)の1から12までと同様	プランCと同様 ただし、当事務所又は依頼者事務所における相談は無制限	プランDと同様 ただし、当事務所における相談は無制限
13	法律案又は条例案等の審査又は作成	○ (高難度は対象外、対象外は手数料30%割引)	○ (高難度は対象外、対象外は手数料20%割引)
14	答弁等の原稿内容に対する助言	○ (無制限)	○ (3箇月5回)
15	議会対応に関する助言	○	○
16	行政活動全般に関する能動的助言	○	○
17	行政法等研修(上限約50名)	○ (年12回)	○ (年6回)

25 標準日当

事件等の処理のために必要かつ有益な処理に係る日当（事務所内外における当事者又は関係者との打合せ、裁判所への出廷及び打合せ、乙が本件事件等の処理のために事務所の所在地を離れ、移動によって本件事件等の処理のために拘束される対価をいう。）の標準の金額は、次のとおりとする。

所要時間	日当
往復2時間を超え3時間以内の場合	2万円
往復3時間を超え4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超え6時間以内の場合	5万円
往復6時間を超え8時間以内の場合	7万円
往復8時間を超える場合	9万円